



藤沢市大鋸 1-7-14 フリースペース ステラ・ポラーレ内
藤沢市障がい者日中活動支援事業所連絡会

会長 濱田 英典

「就労継続支援 B 型事業」へ激変緩和措置を講ずるよう国への意見書提出を求める陳情

陳情項目

1. 障がい福祉サービス等の今年度報酬改定により、主に就労継続支援 B 型事業所が大きな影響を受けている実態を鑑み、緊急の激変緩和措置を求める意見書を国へ提出してください。

陳情理由

私たちは「藤沢市障がい者日中活動支援事業所連絡会」と申します。障害者総合支援法に規定された障がい福祉サービスを藤沢市内にて行う事業所 10ヶ所が会員となり、事業所間の資質や障がい福祉全体の向上を目指し、研修会や福祉バザーの出店とりまとめ、関係行政機関との連携・調整などといった活動を行っております。

さて今年度、障がい福祉サービス等の報酬改定が行われましたが、中でも比較的障がいの重い方の就労を支える就労継続支援 B 型事業は影響が大きく、全国団体が緊急調査や緊急の要望書を提出する事態となっています。

藤沢市内においても、「B 型」を営む私たちの会員事業所 4 か所すべてが減収、うち 2ヶ所が年間 300 万円台の減収、1ヶ所が年間 200 万円台の減収を見込んでおり、中には「今年度いっぱい貯金を使い果たす。来年度以降の事業運営の見通しは、まったく立っていない」という悲痛な声も寄せられています。

運営の見通しが立たず、仮に事業を廃止するとなると、どのような影響が出るでしょうか。現在「就労継続支援 B 型事業」を行っている事業所の多くは、古くから藤沢市内の企業から受注する下請け作業や、地元住民の方から愛される喫茶店の営業など、市内における経済活動・障がいのある方の雇用（福祉的就労）機会提供に長らく取り組んできました。

例えば、私たちの会員である「B 型」事業所のひとつは、バス停のベンチに取り付ける広告をはじめとした看板・横断幕などの製作を企業から受注して行っています。長年つちかかった経験は、障がいのある方を「職人」と呼ぶにふさわしい姿に育て上げています。職員の福祉的支援を介してという条件付きではあるものの、障がいのある方が「はたらく」ことを通して、藤沢市民の一員として経済活動に加わることで、藤沢市の雇用の一翼を担っていることは、藤沢市にとっても代えがたい財産であると、かたく信じます。

就労継続支援 B 型事業所が無くなるということは、例えばこの事業所へ下請けとして仕事を下ろしていた元請け企業の活動が止まるということを意味します。また、この事業所で働いていた障がいのある方が行き場をなくし、雇用という面から遠ざかることを意味します。藤沢市にはこのような「B 型」の事業所が 2018 年(平成 30 年)1 月現在で 26 か所存在します。市内における影響は、小さくないと思われます。

こうした危機を脱するため、すでに各事業所とも、障がいのある人への支援をよりいっそう強化することで、経営の強化に努めようとしています。法律や制度が目まぐるしく変わり、時として実態に合わない改正が行われても、常に切磋琢磨し一致協力して取り組んできた私たちのこれまでを振り返りつつ、これからもより一層奮起をしたいと思います。

私たちががんばります。困ったと言いつけるだけでは事態は打開されません。事業所存続のために、あらゆることを考えて努力します。ですから、藤沢市におかれましても、こうした現状をぜひ理解いただき、私たちの声を国に届けるという形で、さらなる支援をお願いする次第です。

以上